

請求書や見積書の押印省略に関するQ & A

	質 問	回 答
1. 対象の種類		
1	押印を省略できない書類はありますか？	契約書・請求書・入札書（1者随意契約を除く）は、引き続き押印が必要です。
2	押印を省略できるのはいつからですか？	令和5年4月1日以降に発行するものです。 ただし、令和4年度の会計で支出するものは対象外です。役場の担当者が押印付きの請求書の提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。
3	これまでどおり請求書や見積書に押印し、郵送また持参してもいいですか？	<u>いいです。</u> 押印した請求書や見積書は、従来どおり原本を提出してください。
4	請求書や見積書に押印すると無効になりますか？	<u>有効です。</u> 今回の取り扱いは、押印を省略できるものです。
2. 押印省略の方法		
1	押印を省略する場合、請求書に何を記載しなければなりませんか？	<u>「発行責任者」の役職氏名</u> <u>「担当者」の役職（所属）氏名</u> <u>「連絡先」 電話番号・メールアドレス</u> を必ず記載してください。
2	「発行責任者」とはどういった者ですか？	代表取締役・支店長・営業所長といった社内において権限の委任を受けた役職員の方をいいます。
3	「担当者」とはどういった者ですか？	取引に関する事務を担当する方をいいます。
4	「発行責任者」と「担当者」が同じでもかまいませんか？	かまいません。
5	発行責任者名や担当者名は、苗字のみの記載でもいいですか？	<u>氏名（フルネーム）を必ず記載してください。</u> 苗字のみの記載では押印を省略することができません。
6	法人の代表者の職氏名も省略できますか？	<u>できません。</u> 今回の取り扱いは、押印を省略できるものです。
7	連絡先の電話番号・メールアドレスはどういったものを記載しますか。	請求書や見積書に不明な点があった場合、直接連絡をとることができる電話番号やメールアドレスを記載してください。
8	押印を省略した請求書や見積書は、電子メールで提出できますか？	<u>できます。</u> PDF形式の添付ファイルで提出してください。
9	押印を省略した請求書や見積書は、FAXで提出できますか？	<u>できません。</u>

10	押印した請求書や見積書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出してもいいですか？	電子メールで提出する場合は、 <u>「発行責任者」の役職氏名</u> <u>「担当者」の役職（所属）氏名</u> <u>「連絡先」 電話番号・メールアドレス</u> を必ず記載してください。
11	押印を省略した請求書や見積書を修正する場合、訂正印で修正してもいいですか？	<u>再度作成</u> してください。 訂正印による修正はできません。
3 . 電子メールによる提出方法		
1	請求書や見積書のファイル形式の指定はありますか？	<u>P D F形式</u> のファイルで提出してください。
2	押印を省略した請求書や見積書は、電子メールで提出しなければなりませんか？	郵送や持参により提出することもできます。
3	どこに送信すればよいですか？	担当課に確認してください。